

3

イベント&ごみ収集 月のカレンダー

TEL 292-3121 FAX 292-5400
webmaster@town.ogose.saitama.jp

日 Sun	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat
		1	2 ㊟消費生活相談	3	4 ㊟消費生活相談	5 ○土曜開庁(午前) ●全国ウメ生産者女性サミット ㊟トンボの講演会 ㊟おはなし会
		A 不燃・有害 B 可燃	A 紙・布 B	A 可燃 B 不燃・有害	A プラ B 可燃	
6 ●酒蔵めぐり→ p16	7 ㊟健康相談等 ㊟育児相談 ㊟休み	8 ㊟舞踊練習会	9 ㊟消費生活相談	10 ●エンカサイズ	11 ㊟消費生活相談 ㊟出前保育	12 ○土曜開庁(午前) ●虚空蔵尊だるま市
	A 可燃 B プラ	A ペット B 可燃	A B 紙・布	A 可燃 B ペット	A びん缶・プラ B 可燃	
13 ●虚空蔵尊だるま市	14 ㊟健康相談 ㊟休み	15 ㊟よろず健康相談	16 ㊟消費生活相談	17	18 ㊟消費生活相談	19 ○土曜開庁(午前)
	A 可燃 B びん缶・プラ	A 不燃・有害 B 可燃	A 紙・布 B	A 可燃 B 不燃・有害	A プラ B 可燃	
20	21 ㊟クリーンハイク ㊟休み	22 ㊟法律・行政相談	23 ㊟消費生活相談	24 ●エンカサイズ ○出前保育	25 ㊟消費生活相談	26 ○土曜開庁(午前)
	A 可燃 B プラ	A ペット B 可燃	A B 紙・布	A 可燃 B ペット	A びん缶・プラ B 可燃	
27	28 ㊟子どもベタンク教室 ㊟健康相談 ㊟育児相談 ㊟休み	29 ㊟子どもベタンク教室 ㊟あそぼう会	30 ㊟消費生活相談	31	4/1 ㊟消費生活相談	2 ○土曜開庁(午前) ●さくら祭り→P8 ㊟おはなし会
	A 可燃 B びん缶・プラ	A B 可燃	A B	A 可燃 B	A プラ B 可燃	
3 ●さくら祭り→P8	4 ㊟健康相談等 ㊟休み	5 ㊟司法書士相談	6 ●障がい者の相談 会→p16 ㊟消費生活相談	7	8 ●ウォーキング大会 参加締切→p2 ㊟消費生活相談	9 ○土曜開庁(午前) ㊟春の文化祭
	A 可燃 B プラ	A 不燃・有害 B 可燃	A 紙・布 B	A 可燃 B 不燃・有害	A びん缶・プラ B 可燃	

㊟=まなびあい (22 ページ)、㊟=相談 (21 ページ)、㊟=保健 (21 ページ)、㊟=すくすく (6 ページ)、㊟=図書館 (23 ページ)

下段はゴミと資源の収集日

(A地区=八高線西側、B地区=八高線東側)

可燃：可燃ごみ、不燃・有害：不燃ごみ・有害ごみ、びん缶：びん類・かん類、紙・布：紙類・布類、ペット：ペットボトル、プラ：その他容器包装プラスチック
【可燃ごみ】高倉クリーンセンター TEL 271-1500【不燃ごみ・資源ごみ(紙・布類を除く)】川角リサイクルプラザ TEL 294-4115【粗大ごみ】戸別有料収集受付専用ダイヤル TEL 272-3344

3月の納税 (3月31日まで)

町 県 民 税 随時期
国民健康保険税 随時期

バーコード印字のある納付書は、納期限内に限りコンビニエンスストアでの納付に使用できます。詳細は納付書をご覧ください。



夕方の定時放送(七つの子)の 放送時刻を変更します

放送時刻 午後5時30分(4月~9月)

夕方の定時放送は、防災行政無線が毎日正常に稼働するかの確認のほかに、みなさんに夕暮れ時をお知らせするための放送です。最近では、子どもが犯罪に巻き込まれる事件も増えていますので、この放送を子どもの帰宅時間等の目安にしてください。

☎総務課 自治振興担当 ☎内線215

◆ 今月のお知らせ ◆

法律相談（弁護士）・行政相談（行政相談委員）

日時 3月22日(火) 午前10時～正午
場所 203会議室 ※要予約
問総務課 自治振興担当 TEL内線215
法律相談（司法書士）
日時 4月5日(火) 午前10時～正午
場所 203会議室 ※3月末までに要予約
問総務課 自治振興担当 TEL内線215
人権相談（人権擁護委員）
日時 4月11日(月) 午前10時～正午
場所 301会議室 ※要予約
問総務課 自治振興担当 TEL内線215

くらしの相談・年金相談・教育相談

日時 平日(午前9時～11時、午後1時～4時)
場所（担当窓口）・問い合わせ
 くらしの相談： **問**総務課 TEL内線212
 年金相談： **問**町民課 TEL内線122
 教育相談： **問**学務課 TEL内線508
消費生活相談
日時 毎週水・金曜日 午前10時～正午
 (新規の相談は11時30分まで)
場所 産業観光課窓口 ※電話相談あり
問産業観光課 観光商工担当 TEL内線148



相 談

健康相談

期日 3月7日(月)、14日(月)、28日(月)、4月4日(月)
時間 午前9時～正午
内容 こころとからだの健康相談、血圧測定、思春期保健相談

生活習慣病健康相談

期日 3月7日(月)、4月4日(月)
時間 午前9時～正午
内容 高血圧や糖尿病などの生活習慣病に関する健康相談

よろず健康相談

日時 3月15日(火) 午前9時～正午
内容 健康に関すること全般

育児相談

期日 3月7日(月)、28日(月)
時間 午後1時30分～3時
内容 身長・体重の測定、発達チェック、保健師による相談

当番医日程表

期 日	当 番 医
3月20日(日) 春分の日	市川医院 TEL 292-3011

時間 午前9時～正午
 ※埼玉医科大学病院では、時間外外来が夜間、休日問わず救急患者を受け入れています。
 TEL 276-1199 TEL 276-1465

問保健センター TEL 292-5505

賃貸住宅の退去時の原状回復トラブル

【事例】

スマートフォンにアダルトサイト未納料金の督促メールが届いた何回も来るので心配になり事業者に電話した。担当者から「2週間無料のアダルトサイトに登録し、その後退会処理されていない。未納料金15万円をすぐに払え。本日に振り込まないと裁判を起こす」と脅かされ、怖くて払うと言ってしまった。サイトに登録した覚えはない。

こうしたメールは不特定多数の人に一齐に送信されるもので、そのほとんどが「架空請求」です。利用していないサービスをあたかも利用したかのような思わせ、連絡してきた人を不安におとしいれ、金銭を支払わせようとするものです。請求はメール以外に封書、ハガキによるものもあります。身に覚えがなければ、慌てて連絡してはいけません。

【消費者へのアドバイス】

- ①身に覚えのない請求は、連絡をしないで無視してください。不用意に連絡すると、知られていない個人情報まで聞き出されることがあります。
- ②「裁判を起こす」などと書かれていても、絶対にお金を支払ってはいけません。一度支払うと、繰り返し請求が続く可能性があります。
- ③迷惑メールは受信拒否の設定やアドレスの変更を検討しましょう。
- ④困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。「今月の相談」の消費生活相談をご利用ください。

